第42回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議　議事概要

○と　き：令和３年3月31日（水曜日）16時00分から16時50分まで

○ところ：大阪府新別館南館８階　大研修室

○出席者：吉村知事・田中副知事・山野副知事・山口副知事・危機管理監・報道監・総務部長・財務部長・福祉部長・健康医療部長・ワクチン接種推進監・商工労働部長・教育次長・府警本部警備部長・大阪市健康局首席医務監

【会議資料】

　会議次第

資料１－１　現在の感染状況について

資料１－２　変異株の発生状況について

資料１－３　現在の療養状況について

資料１－４　療養者数のシミュレーションについて

資料１－５　感染状況と医療提供体制の状況について

資料１－６　滞在人口の推移

資料２－１　まん延防止等重点措置に関する国への要請について

資料２－２　専門家のご意見

【知事】

・皆様お疲れ様です。

・本日の大阪の陽性者数は599名です。ほぼ600です。

・現在の大阪の感染拡大状況を見ますと、今後も右肩上がりに伸びてくると分析しています。

・この1週間の感染拡大は非常に高い伸びを示しています。

・内容を分析しますと、3月中旬以降から、感染が急拡大しているということになると思います。

・時期としても、春休みに入り、特に内訳として、20代・30代の陽性者が非常に多い状況です。

・春休みに入り、異動の時期にも差し掛かり、歓送迎会、コンパ、飲み会、そういった非常に感染リスクが高い場面が大きく増え、感染拡大につながっているという状況だと思います。

・また、変異株の影響というのもあると思っています。

・今は20代・30代の感染経路不明者が多い状況です。

・今後も感染拡大が伸びるということにあわせて、この後は、おそらく「川下のクラスター」と言われる、高齢者施設であったり、家庭内感染であったり、職場というところに広がってくるということも予測されます。

・現在の大阪の感染状況を見たときに、国にまん延防止等重点措置の要請をし、より一段強い感染症対策を実施する必要があると思っています。

・本日の会議においては、大阪の感染状況の分析、そして大阪府として、国に対してまん延防止等重点措置の適用の要請をするかどうかについて、判断をしたいと思います。

・そして、まん延防止等重点措置について、どういった措置をするかについては、正式には国と協議をし、国が決める部分も多くあります。

・現在も実務的な協議は続けている最中ではありますが、どういった具体的な措置をするのかということについては、まだ国が適用すると決定したわけではありませんので、適用が決まり、おそらく基本的対処方針も変わってくる部分もあろうかと思います。

・決定次第、おそらく今週中に、本部会議を開催し、具体的な中身について、府民へのお願いや周知、そういったところも、実施する必要があると思っています。

・今日の本部会議においては、今までの現状の感染状況の分析と、まん延防止等重点措置の申請をするかどうかについての判断をしたいと思います。

※資料１−１に基づいて、健康医療部⻑より説明。

※資料１－２に基づいて、健康医療部⻑より説明。

※資料１−３に基づいて、健康医療部⻑より説明。

※資料１－４に基づいて、健康医療部⻑より説明。

※資料１－５に基づいて、健康医療部⻑より説明。

※資料１－６に基づいて、危機管理監より説明。

※資料２－１に基づいて、危機管理監より説明。

※資料２－２に基づいて、健康医療部⻑より説明。

【山野副知事】

・資料2－1にありますように3月30日時点でステージ3、陽性率は検査数が相当増えているということもありますので10％にはならないのではないかと思いますが、それ以外の指標は全て満たしている。

・朝野先生のご意見にもありますように、ここで、緊急事態宣言の前にまん延防止等重点措置の要請を行うことは妥当という意見もありますので、今の時点で、できるだけ早めにまん延防止等重点措置の要請を行うというのは必要なことと思います。

・今回の改正法で、初めて第31条の4第6項に基づいて公示の要請を行うということになると思うんですが、それを行った後の段取り、基本的対処方針の諮問委員会や国で議論いただくということだと思うんですけど、最終的には都道府県知事が措置を講じることを各事業者に対して要請すると思うんですけど、今後の段取り、国で何を議論して、我々は何を決めていくのかということについて、わかる範囲で教えていただければと思います。

【危機管理監】

・まず法律上は、国がまん延防止等重点措置に関する措置をする区域は都道府県単位とされています。

・それから期間を決定することとなっています。

・併せて、実務的には、大阪府が考えているまん延防止等重点措置の内容について相談をして欲しいと言われております。

・現在、国と調整をしておりますが、できるだけ早く決定をしていただきたいとお願いをしております。

・記載の通り、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会にかけた上でまん延防止等重点措置をするということになれば、期間・区域が決定をされ、それを受けて都道府県知事が、都道府県の中で、市町村単位でどの区域に対して、まん延防止の措置を行うのか、知事の裁量で決定するという流れになっております。

【知事】

・区域はエリア単位という理解でいいですか。

・仮に知事が規定するのが大阪市とすると、それは大阪市域であって大阪市民ではないという理解でいいのですか。

・例えば、不要不急の外出自粛をお願いしていかなければならないと思っており、まん延防止等重点措置の区域において、大阪府外から大阪市内に来るときもあるし、大阪市民の動きもある。

・これはエリアという理解で方針決定していけばいいということでいいのですか。

【危機管理監】

・特措法第31条の6で、都道府県知事は、当該都道府県の住民に対して、前項の当該都道府県知事が定める期間及び区域において同項の規定による要請に係る営業時間以外の時間に当該業態に属する事業が行われている場所にみだりに出入りしないことその他の新型インフルエンザ等の感染防止に必要な協力を要請することができる、とされており、都道府県の住民に対して要請できると記載されています。

【企画室長】

・それは国と調整しているところで、府域全域を対象にできるのか、大阪市内であれば大阪市内だけになるのかを調整しているところですので、明確な答えは少し待っていただきたい。

【田中副知事】

・新規感染者数が急増していますし、病床使用率も追ってひっ迫してくるということなので、まん延防止等重点措置を要請するのは、私も賛成です。

・期間は国が決めるということなんですけども、状況に応じて、例えば、早く解除するとか、延長するとか、そういう要請は知事から要請するということになるのか、国の方で判断されるのかをお聞きしたい。

・まん延防止等重点措置の区域について、同じ期間内で追加したり、縮小したりするということが可能かどうか。

【危機管理監】

・期間は国が決定するということですが、決定にあたっては十分協議していただけるということですので、都道府県の意見は反映できると思っております。

・それから、期間の途中で重点区域を、知事の指定する区域を変えることができるかいうことについては現在まだ相談しておりませんので、今後区域の指定がされた後に、改めて国と相談することになると思います。

・解除につきましても、法律上はあくまで指定について要請することができるという規定しかございませんけども、これはできるだけ地域の実情を熟知している都道府県知事の意見を聞いて、判断していただけると思っておりますので、解除に当たっても十分、国と協議してやっていきたいと思います。

【田中副知事】

・ぜひ確認いただきたいです。

・解除に関して良い方に向かっているときの解除もあるのですけども、さらに条件が悪くなって、緊急事態宣言に移行する場合の解除もあり得る。

・そういったときに、知事の要請が国の決定との関係で、つまり国が期間を決めるということになっていますから、それとの関係がどうなのか確認いただきたい。

【企画室長】

・追加で、第31条の4第6項の中で、都道府県知事対策本部長は、当該都道府県区域に係る第1項、第3項又は第4項の規定による公示を行うよう要請することができるとあります。

・第４項というのは、まん延防止が必要となくなったときに求めることができるとなっておりますので、知事は解除について求めることができるという形で規定されております。

【知事】

・感染状況を見れば、完全に右肩上がりになっている、そしてかなり高い角度で上がっている。

・内訳を見たら、直近1週間で、大阪市内で見ると3倍に増加している。

・また、大阪市内の感染経路不明者は7割近いという状況で、夜の街関係者・滞在者も増えている。

・都市部で増えやすい、感染初期段階は若い人で広がりやすいという、まさにその顕著な状況が表れているのではないかと思っています。

・そう考えたときに、まん延防止等重点措置を適用するかどうかは国の判断になりますが、そのエリアに

ついてどうするかというところについて、私は大阪市に集中した対策をとるべきではないかと思っています。

・この点について、特別調整している項目とかありますか。

【企画室長】

・大阪市内に限るということに対しては問題ないと考えています。

【知事】

・先ほど申し上げた理由で大阪市内に集中した取組みをする必要があると思っています。

・4月1日以降は大阪市以外にも21時の時短営業をお願いするということになっています。

・併せて、まん延防止等重点措置が適用された場合に、大阪市内にさらに一段強い感染防止対策の実施を行っていきたいと思います。

・期間についても国が決めるということですので、国とも協議をしながら、府が方針決定をすれば、できるだけ早く国にはご判断をいただきたい。

・仮に、大阪市内の時短要請を更に強めるということであれば準備期間も必要と思います。

・ですので、できるだけ早く国に準備をするようにお願いをし、お店の準備期間もあると思いますので、遅くとも、来週の週明け、5日から適用になるように調整もお願いしたいと思います。

・期間においても、効果をきちんと見極めるという意味で、3週間程度の期間が必要ではないかと思っています。

・国が期間を決定するということですけれども、大阪府としてどのように考えるのか、考え方を示すということも必要と思っています。

・より詳細な中身については、国とも協議をしながら、基本的対処方針は国の専門家の意見も聞いて改定していくということになりますので、それを踏まえた上で国が決定すれば、それを受けて大阪府の本部会議を開きたいと思いますのでよろしくお願いします。

【事務局】

・資料２－１の内容で国に要請するということでよろしいでしょうか。

・そうしましたら、この内容で国に要請するということにさせていただきます。

・資料に少し訂正がございます。資料1－1の12ページ右側の10代、20代の新規陽性者数に数値の誤りがございますので、後ほどホームページを通じて、修正をさせていただきたいと考えております。

以上